

ドイツ・ニーダーザクセン州とのスポーツ交流事業運営業務仕様書

この仕様書は、本県のホストタウン相手国であるドイツの柔道競技者、カヌー競技者及びサッカー競技者と交流を行う「ドイツ・ニーダーザクセン州とのスポーツ交流事業」に係る業務に関して定める。

1 業務内容

- (1) 本県からの訪問団派遣に必要な記念品の手配
- (2) ドイツ・ニーダーザクセン州からの訪問団受入に必要な県内移動手段、宿泊、食事、通訳及び観光・文化体験等の手配
- (3) その他、事業実施に付随する業務

2 日 程

別添の日程表1、2及び3のとおり。ただし、今後の調整により変更する場合がある。

3 企画見積条件

(1) 柔道訪問団派遣

ア 派遣人数

柔道訪問団については、派遣人数は10名とする。ただし、当日までに変更になる場合がある。

イ 訪問記念品の手配

訪問先に贈呈する記念品を手配すること。なお、記念品は10万円以内（税込み）とする。

(2) カヌー訪問団受入

ア 受入人数

柔道訪問団については、受入人数は7名とする。ただし、当日までに変更になる場合がある。

イ 移動手段の手配

徳島県内での移動手段を手配すること。

(ア) 使用する車種は、訪問団の移動に適した規格のものとする。

(イ) 経済的かつ安全な手段での移動を考慮すること。

(ウ) 事故等の不測の事態に遭遇しても、訪問団等の安全確保を最優先に対応すること。

ウ 通訳の手配等

徳島県が手配する通訳者に謝金を支払うこと。なお、謝金を支払う通訳者は1名で、1日当たりの謝金は2万円（税込み）で、ニーダーザクセン州からの訪問団に同行する期間は6日間として見積もること。

エ 宿泊等

(ア) 宿泊人数については、7名とする。

(イ) 宿泊先については、10月22日（水）及び10月27日（月）は徳島市内とする。

それ以外の日程については那賀町内とし、事業の実施に適した同一のホテルとすることが望ましいが、那賀町内で事業の実施に適した同一のホテルの予約が難しい場合は、県と協議の上、宿泊先を決定することとする。

(ウ) 料金は、一人平均15,000円以内（朝食込み）とする。

(エ) シングル7部屋とし、バス、トイレ付き、禁煙とする。

(オ) 送迎を行うため、安全に乗車・降車できる停車スペース等を考慮すること。

オ 食事及び飲物

- (ア) 全行程食事付きとする（昼食5回、夕食6回）。
- (イ) 訪問団の夕食を兼ねた交流会を開催することとし、1人平均7,000円以内（税込み）で人数分を経費に算入すること。交流会は、20名規模程度の会場とし、計15名分を経費に算入すること。
- (ウ) 昼食代金は、飲物込みで1人平均1,500円以内（税込み）とする。
- (エ) 交流会以外の夕食代金は、飲物込みで1人平均4,000円以内（税込み）とする。
- (オ) 昼食及び交流会以外の夕食については、通訳2名を含めた計9名分を経費に算入すること。
- (カ) 食事場所の選定及び予約並びにそれらの代金支払業務を行うこと。
- (キ) 初日及び最終日を除く各日について、必要に応じて、ニーダーザクセン州からの訪問団一人当たり500mlペットボトル2本程度の飲料を用意すること。

カ 観光・文化体験

- (ア) 日程表「観光・文化体験」の記載のある時間について、日程表内の注釈を考慮の上、適当な内容を提案すること。
- (イ) 観光・文化体験に係る経費については、通訳等3名を含めた計10名分を算入すること。
- (ウ) 施設の予約及び視察に係る経費の代金支払業務を行うこと。

キ 記念品

- (ア) 訪問団に贈呈する記念品の購入及び代金支払業務を行うこと。
- (イ) 記念品は、1人平均5,000円以内（税込み）とする。

(3) 女子サッカー訪問団受入

ア 受入人数

女子サッカー訪問団については、受入人数は3名とする。ただし、当日までに変更になる場合がある。

イ 移動手段の手配

徳島県内での移動手段を手配すること。

- (ア) 使用する車種は、訪問団の移動に適した規格のものとする。
- (イ) 経済的かつ安全な手段での移動を考慮すること。
- (ウ) 事故等の不測の事態に遭遇しても、訪問団等の安全確保を最優先に対応すること。

ウ 宿泊等

- (ア) 宿泊人数については、3名とする。
- (イ) 宿泊先については、徳島市内とし、滞在期間中は、同一のホテルとする。
- (ウ) 料金は、一人平均15,000円以内（朝食込み）とする。
- (エ) シングル3部屋とし、バス、トイレ付き、禁煙とする。
- (オ) 送迎を行うため、安全に乗車・降車できる停車スペース等を考慮すること。

オ 食事及び飲物

- (ア) 全行程食事付きとする（昼食5回、夕食6回）。
- (イ) 訪問団の夕食を兼ねた交流会を開催することとし、1人平均7,000円以内（税込み）で人数分を経費に算入すること。交流会は、20名規模程度の会場とし、計11名分を経費に算入すること。
- (ウ) 昼食代金は、飲物込みで1人平均1,500円以内（税込み）とする。
- (エ) 交流会以外の夕食代金は、飲物込みで1人平均4,000円以内（税込み）とする。
- (オ) 昼食及び交流会以外の夕食については、通訳1名を含めた計4名分を経費に算入すること。

- (カ) 食事場所の選定及び予約並びにそれらの代金支払業務を行うこと。
- (キ) 初日及び最終日を除く各日について、必要に応じて、ニーダーザクセン州からの訪問団一人当たり 500ml ペットボトル 2 本程度の飲料を用意すること。

カ 観光・文化体験

- (ア) 日程表「観光・文化体験」の記載のある時間について、日程表内の注釈を考慮の上、適当な内容を提案すること。
- (イ) 観光・文化体験に係る経費については、通訳等 2 名を含めた計 5 名分を算入すること。
- (ウ) 施設の予約及び視察に係る経費の代金支払業務を行うこと。

キ 記念品

- (ア) 訪問団に贈呈する記念品の購入及び代金支払業務を行うこと。
- (イ) 記念品は、1 人平均 5,000 円以内（税込み）とする。

4 その他

- (1) 選定提案内容をそのまま実施案とするとは限らず、業務実施にあたっては、県と決定業者が協議しながら進めることとする。
- (2) やむを得ず、日程等の一部が変更となる場合があるため、業務実施に当たっては、徳島県と十分協議しながら進めること。
- (3) 本事業を行う上で取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を守り、適正に取り扱うこと。
- (4) 自然災害や疫病の流行など、又はそれに準じる事態により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに協議すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。

5 連絡先

〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 番地
徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課交流拡大室 近藤
tel : 088-621-3291 fax : 088-621-2819
E-mail : kouryuukakudaishitsu@pref. tokushima. lg. jp